

- 茨城県では、近年の病害虫の発生に対応するとともに、化学農薬に頼りすぎない、環境に配慮した適切な病害虫防除対策を推進するため、令和5年5月24日に「**茨城県総合防除計画**」を策定しました。
- まん延すると影響が大きいサツマイモ基腐病については、すべての農業者（家庭菜園を含む）の皆様に取り組んでいただきたいこととして、「**遵守事項**」を定めています。
- 最新の病害虫の動向を踏まえ、侵入警戒病害虫や本県の試験研究成果についても示しました。
- ※ 総合防除計画及び遵守事項は、改正植物防疫法（令和5年4月1日施行）に基づくものです。

1. 植物防疫法改正の背景・趣旨

- ・温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加を背景とした病害虫の侵入・まん延リスク増加への対応
- ・農薬だけに頼らない総合的な防除への移行・普及

2. 植物防疫法の改正に伴う県の対応

- ・国の総合防除基本方針に即して、農作物の病害虫防除の実施に関する「総合防除計画」を策定する。
- ・指定病害虫のうち、サツマイモ基腐病について、まん延防止のため遵守事項を定める。
- ・侵入警戒病害虫のうち、本県に特に影響する病害虫に対応する注意喚起を行う。

3. 遵守事項の趣旨（考え方）

- 病害虫のまん延を防止するため、すべての農業者（家庭菜園を含む）の皆様にご守っていただきたいルールを示すものです。
- 県の指導及び助言を経てもなお、遵守事項に則した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれがある場合、県は勧告、命令を行います。

※万が一、勧告・命令を経てもなお、遵守事項に則した防除を行っていただけない場合には、30万円以下の過料となることがあります。

4. 総合防除計画における遵守事項の内容

さ つ ま い も

基腐病

- ①県が実施するまん延防止のための調査に協力する
- ②本病の発生を確認した場合には、関係機関へ連絡し、関係機関の指導の下、発病株を抜き取り、ほ場（苗床を含む）外に持ち出す
- ③本病の発生ほ場では、2年間、さつまいもを作付けしない（関係機関の指導の下、栽培管理する場合を除く）
- ④本病の発生ほ場から種いもを採取しない
- ⑤本病の発生ほ場では、発生の拡大が無いことを確認する

<お問合せ先>

茨城県農林水産部農業技術課 生産環境グループ

Tel : 029-301-3894 E-Mail : nougi@pref.ibaraki.lg.jp